

デザインと知的財産法実務

目次

第1章 法律の概要

1	知的財産法	1
2	特許法の概要	3
(1)	はじめに	3
(2)	発明とは	3
(3)	特許権の取得	4
ア	特許権取得までの流れ	4
イ	特許を受けるために必要な主な要件	7
ウ	産業上利用可能性がある発明であること（特許29条1項柱書）	7
エ	発明が新規性を有すること（特許29条1項各号）	8
オ	発明が進歩性を有すること（特許29条2項）	9
カ	発明が先願の明細書に記載されたものでないこと（特許29条の2）	9
キ	特許請求の範囲および明細書の記載が所定の記載要件を満たすこと（特許36条4項・6項）	10
ク	先願であること（特許39条）	11
(4)	特許権の発生、削減、存続期間	11
(5)	実施権の設定・許諾	12
(6)	特許権の侵害	13
ア	特許権の効力	13
イ	特許発明の技術的範囲	14
ウ	均等侵害	15
エ	間接侵害	16

目次

オ	侵害の立証手段	17
カ	特許権侵害に対する民事的救済	19
(7)	特許権の効力が制限される場合	23
ア	特許権の効力が及ばない範囲（特許69条）	23
イ	実施権の設定・許諾による制限（特許77条・78条）	24
ウ	先使用权	24
エ	権利消尽	25
(8)	特許権侵害の警告を受けた場合	26
ア	検討すべき事項	26
イ	特許権の存在	27
ウ	特許権の効力が制限される場合	27
エ	侵害の有無	27
オ	無効理由	28
カ	ライセンス交渉、譲渡交渉、設計変更	28
3	実用新案法の概要	30
(1)	はじめに	30
(2)	考案とは	30
(3)	実用新案権の取得	30
ア	実用新案権取得までの流れ	30
イ	実用新案登録に必要な主な要件	31
(4)	実用新案権の発生、消滅、存続期間	32
(5)	実施権の設定・許諾	33
(6)	実用新案権の侵害	34
ア	実用新案権の効力	34
イ	実用新案権侵害に対する民事的救済	34
(7)	実用新案権侵害の警告を受けた場合	35
4	意匠法の概要	37
(1)	はじめに	37

(2) 保護対象	38
ア 意匠の定義の拡充	38
イ 部分意匠制度	39
ウ 内装の意匠	40
エ 組物の意匠	40
(3) 意匠権の取得	42
ア 意匠権取得までの流れ	42
イ 意匠登録を受けるために必要な要件	43
ウ 工業上利用可能性がある意匠であること（意匠3条1項柱書）	44
エ 意匠が新規性を有すること（意匠3条1項各号）	44
オ 意匠が創作非容易性を有すること（意匠3条2項）	47
カ 意匠が先願の意匠の一部と同一または類似ではないこと（意匠3条の2）	48
キ 意匠ごとの出願であること（意匠7条）	49
ク 先願であること（意匠9条）	50
ケ 意匠登録を受けることのできない意匠でないこと（意匠5条）	51
(4) 秘密意匠制度	51
(5) 関連意匠制度	52
ア 関連意匠が満たさなければならない要件	53
イ 本意匠等が満たさなければならない要件	55
ウ 先願の規定の適用除外	56
エ 意匠法3条の規定の適用除外	57
オ 意匠法3条の2の規定の適用除外	58
カ 関連意匠として登録された意匠	59
(6) 意匠権の発生、消滅、存続期間	59
(7) 実施権の設定・許諾	60
(8) 意匠権の侵害	60
ア 意匠権の効力	60

目次

イ 登録意匠の類似範囲	62
ウ 間接侵害	64
エ 意匠権侵害に対する民事的救済	67
(9) 意匠権の効力が制限される場合	69
(10) 意匠権侵害の警告を受けた場合	70
ア 検討すべき事項	70
イ 意匠権の存在	70
ウ 意匠権の効力が制限される場合	70
エ 侵害の有無	71
オ 無効理由	71
カ ライセンス交渉、譲渡交渉、設計変更	71
5 商標法の概要	72
(1) はじめに	72
(2) 商標とは	73
(3) 商標権の取得	74
ア 商標権取得までの流れ	74
イ 商標登録を受けるために必要な主な要件	76
ウ 自己の業務に係る商品・役務について使用する商標であること (商標3条1項柱書)	77
エ 自他商品役務識別機能、出所表示機能がある商標であること (商標3条1項各号・2項)	77
オ 公益的な観点や他人の利益を害する観点から登録すべきでない 商標にあたらぬこと (商標4条)	82
カ 商標ごとの出願であること (商標6条)	87
キ 先願であること (商標8条)	88
(4) 商標権の発生、消滅、存続期間	88
(5) 使用权の設定・許諾	89
(6) 商標権の侵害	90

ア	商標権の効力	90
イ	間接侵害	92
ウ	商標権侵害に対する民事的救済	93
(7)	商標権の効力が制限される場合	94
ア	商標権の効力が及ばない範囲（商標26条）	94
イ	使用権の設定・許諾による制限（商標30条・31条）	96
ウ	先使用权	96
エ	違法性阻却事由	98
(8)	商標権侵害の警告を受けた場合	99
ア	検討すべき事項	99
イ	商標権の存在	100
ウ	商標権の効力が制限される場合	100
エ	侵害の有無	100
オ	無効理由	101
カ	取消理由	102
キ	ライセンス交渉、譲渡交渉、商標変更	103
6	著作権法の概要	104
(1)	はじめに	104
(2)	著作物とは	105
ア	一般の著作物	105
イ	特殊な著作物	106
ウ	共同著作物	107
(3)	著作者	107
ア	著作者	107
イ	法人著作	108
ウ	映画の著作物の著作者	109
(4)	著作者の権利	109
ア	著作者人格権	109

目次

イ 著作権	110
(5) 著作権の存続期間	111
(6) 著作権・著作者人格権の侵害	112
ア 著作権等侵害行為	112
イ みなし侵害	112
ウ 著作権の制限	112
エ 侵害行為に対する救済	113
(7) 著作権侵害の警告を受けた場合	114
ア 検討すべき事項	114
イ 著作権の存在	114
ウ 著作権が制限される場合	115
エ 侵害の有無	115
オ ライセンス交渉、譲渡交渉	115
7 不競法の概要	116
(1) はじめに	116
(2) 不正競争とは	116
ア 混同惹起行為（不競2条1項1号）	117
イ 著名表示冒用行為（不競2条1項2号）	121
ウ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（不競2条1項3号）	123
エ 適用除外（不競19条1項）	125
(3) 不正競争行為に対する救済	126
(4) 不正競争行為との警告を受けた場合	127
ア 検討すべき事項	127
イ 不正競争に該当しない場合	128
ウ 適用除外事由にあたる場合	128
エ 過失がない場合	128
オ 使用中止、設計変更	128

第2章 デザイン別保護方法：(1)商品の形態

1	商品の形態の保護の概要	129
2	意匠法による保護	131
(1)	はじめに	131
(2)	意匠権侵害の基本となる考え方	131
ア	意匠権の効力	131
イ	業として意匠を実施する行為	132
ウ	間接侵害	132
エ	意匠権侵害に対する民事的救済	133
(3)	裁判例	134
ア	エーシーアダプタ事件	134
イ	化粧用パフ事件	141
ウ	体組成測定器事件	143
(4)	小括	147
3	特許法・実用新案法による保護	148
(1)	はじめに	148
(2)	特許権侵害・実用新案権侵害の基本となる考え方	149
ア	特許権の効力	149
イ	特許発明の技術的範囲	149
ウ	業として特許発明を実施する行為	149
エ	間接侵害	149
オ	均等侵害	150
カ	特許権侵害に対する民事的救済	151
キ	実用新案法の場合	151
(3)	裁判例	152
ア	切餅事件	152

目次

イ 蓋体事件	157
ウ 足先支持パッド事件	165
(4) 小 括	172
4 商標法による保護	173
(1) はじめに	173
(2) 立体商標の登録における留意点	173
(3) 商標権侵害の基本となる考え方	176
ア 商標権の効力	176
イ 登録商標	176
ウ 商標登録と類似の商標	176
エ 指定商品または指定役務と同一または類似の商品等	177
オ 商標を使用する行為	177
カ 商標権侵害に対する民事的救済	178
(4) エルメスバッグ事件	179
ア 事案の概要	179
イ 両標章の類否判断	180
ウ 差止請求、廃棄・除去等請求および損害賠償請求についての 判断	182
5 著作権法による保護	183
(1) はじめに	183
(2) 応用美術の著作物性	183
ア 応用美術に対して高度な創作性を求める裁判例	184
イ 機能や特徴とは別の美術性を要求する裁判例	185
ウ 応用美術に対して通常の著作物と同じ判断基準を求める裁判例	186
エ 小 括	189
(3) 著作権侵害・著作者人格権侵害の基本となる考え方	189
ア 著作者の権利	189
イ 複製・翻案	189

(4) 裁判例	190
ア BAOBAO 事件	190
イ 加湿器事件	192
ウ Tripp Trapp 事件	195
6 不競法による保護	199
(1) はじめに	199
(2) 混同惹起行為（不競2条1項1号）	200
ア 「商品等表示」に関する裁判例	200
イ 商品等表示との「同一又は類似」に関する裁判例	204
ウ 「混同を生じさせる」に関する裁判例	206
(3) 他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（不競2条1項3号）	208
ア 「他人の商品の形態」に関する裁判例	208
イ 「模倣」に関する裁判例	209
ウ 「商品の機能を確保するために不可欠な形態でないこと」に関する裁判例	211

第3章 デザイン別保護方法：(2)画像デザイン

1 画像デザインの保護の概要	213
2 意匠法による保護	215
(1) 画像が保護対象に追加された趣旨	215
(2) 意匠法で保護される画像を含む意匠	217
ア 「画像意匠」の場合	217
イ 「物品等の部分に画像を含む意匠」の場合	219
ウ 組物とする場合	221
(3) 画像を含む意匠の出願方法における留意点	222
ア 「画像意匠」の場合	222

目次

イ 「物品等の部分に画像を含む意匠」の場合	223
(4) 画像を含む意匠の登録要件における留意点	223
ア 意匠が新規性を有すること（意匠3条1項各号）	223
イ 意匠が創作非容易性を有すること（意匠3条2項）	228
ウ 意匠ごとの出願であること（意匠7条）	230
(5) 意匠権侵害の基本となる考え方	231
ア 意匠権の効力	231
イ 画像意匠についての実施行為	232
ウ 間接侵害	233
エ 意匠権侵害に対する民事的救済	235
3 著作権法による保護	238
(1) はじめに	238
(2) 著作権侵害・著作者人格権侵害の基本となる考え方	238
ア 著作者の権利	238
イ 複製・翻案	238
ウ 著作権侵害の判断手法	239
(3) ソフトウェアの表示画面	239
ア 各表示画面についての検討	240
イ 表示画面の選択や相互の牽連関係についての検討	243
(4) ゲームの影像	245
ア ゲームソフトについての翻案該当性	246
イ ゲームソフトにおける画面の影像についての翻案該当性	247
4 不競法による保護	251
(1) はじめに	251
(2) 混同惹起行為（不競2条1項1号）	252

第4章 デザイン別保護方法：(3)建築物の外観

1	建築物の外観の保護の概要	255
2	意匠法による保護	257
(1)	建築物が保護対象に追加された趣旨	257
(2)	意匠法で保護される建築物の意匠	257
ア	意匠法上の建築物	257
イ	組物とする場合	258
(3)	建築物の意匠の出願方法における留意点	259
(4)	建築物の意匠の登録要件における留意点	261
ア	意匠が新規性を有すること（意匠3条1項各号）	261
イ	意匠が創作非容易性を有すること（意匠3条2項）	264
ウ	意匠ごとの出願であること（意匠7条）	267
(5)	意匠権侵害の基本となる考え方	269
ア	意匠権の効力	269
イ	建築物の意匠についての実施行為	270
ウ	間接侵害	270
エ	意匠権侵害に対する民事的救済	272
(6)	住宅デザイン事件	273
ア	事案の概要	273
イ	両意匠の共通点および相違点	274
ウ	本件登録意匠の要部	275
エ	本件登録意匠と被告意匠の類否判断	276
オ	差止請求、除去請求および損害賠償請求についての判断	276
3	商標法による保護	278
(1)	はじめに	278
(2)	店舗等の外観についての立体商標の出願方法における留意点	279
(3)	立体商標の登録における留意点	280
(4)	商標権侵害の基本となる考え方	285

目次

ア 商標権の効力	285
イ 登録商標	285
ウ 登録商標と類似の商標	285
エ 指定商品または指定役務と同一または類似の商品等	285
オ 商標を使用する行為	286
4 著作権法による保護	287
(1) はじめに	287
(2) 建築物の著作物性	287
(3) 「建築の著作物」の範囲	289
(4) 著作権侵害・著作者人格権侵害の基本となる考え方	290
5 不競法による保護	292
(1) はじめに	292
(2) 混同惹起行為（不競2条1項1号）	293
ア 「商品等表示」該当性に関する裁判例	293
イ 商品等表示と「同一又は類似」に関する裁判例	295
ウ 「混同を生じさせる」に関する裁判例	296
(3) 他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（不競2条1項3号）	297

第5章 デザイン別保護方法：(4)内装デザイン

1 内装デザインの保護の概要	300
2 意匠法による保護	302
(1) 内装の意匠の規定が追加された趣旨	302
(2) 意匠法で保護される内装の意匠	303
ア 店舗、事務所その他の施設の内部であること	303
イ 複数の意匠法上の物品、建築物または画像により構成されるものであること	304

ウ	内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること	305
(3)	内装の意匠の出願方法における留意点	308
(4)	内装の意匠の登録要件における留意点	309
ア	意匠が新規性を有すること（意匠3条1項各号）	309
イ	意匠が創作非容易性を有すること（意匠3条2項）	312
ウ	意匠ごとの出願であること（意匠7条）	317
(5)	意匠権侵害の基本となる考え方	319
ア	意匠権の効力	319
イ	内装の意匠についての実施行為	319
ウ	意匠権侵害に対する民事的救済	319
3	商標法による保護	321
(1)	はじめに	321
(2)	店舗等の内装についての立体商標の出願方法における留意点	322
(3)	立体商標の登録における留意点	324
(4)	商標権侵害の基本となる考え方	326
ア	商標権の効力	326
イ	登録商標	327
ウ	登録商標と類似の商標	328
エ	指定商品または指定役務と同一または類似の商品等	328
オ	商標を使用する行為	328
4	著作権法による保護	330
(1)	はじめに	330
(2)	建築物の著作物性	331
(3)	著作権侵害・著作人格権侵害の基本となる考え方	331
5	不競法による保護	333
(1)	はじめに	333
(2)	混同惹起行為（不競2条1項1号）	334

目次

ア 「商品等表示」該当性に関する裁判例	334
イ 商品等表示と「同一又は類似」に関する裁判例	336
(3) 他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為（不競 2条1項3号）	337

第6章 デザイン別保護方法：(5)キャラクター等

1 キャラクター等の保護の概要	338
2 著作権法による保護	340
(1) はじめに	340
(2) 著作権法によるキャラクター等の保護	340
ア 連載漫画における著作物	340
イ 一話完結形式の連載漫画における先行漫画と後行漫画の関係	343
ウ イラストの保護	344
(3) 著作権侵害の成否	345
3 商標法による保護	349
(1) はじめに	349
(2) 商標権の権利行使をする場面における留意点	349
4 不競法による保護	353
(1) はじめに	353
(2) 混同惹起行為（不競2条1項1号）・著名表示冒用行為（同 項2号）	353
5 意匠法による保護	357
事項索引	359
判決言渡日順判例索引	362
著者略歴	368